

第26回鷹栖町農業委員会定例会議事録

- 1 開催期日 令和4年8月25日（木）
- 2 開閉時間 午後5時30分開会 午後6時閉会
- 3 開催場所 役場庁舎 3階会議室
- 4 出席委員 13人
1番 寺崎秀子 2番 小野寺昭一 3番 坂上 修 4番 佐藤美頭雄
5番 斎藤哲子 6番 開澤克明 7番 山崎禎彦 9番 松田直人
10番 酒井雅憲 11番 北村浩光 12番 西永和美 13番 舟根 祯
14番 吉本 憲
- 5 欠席委員 8番 鈴木英博
- 6 会議出席 岡野事務局長、清野主事
- 7 傍聴人 無し
- 8 議事録署名委員 13番 舟根 祯、1番 寺崎秀子
- 9 議事内容
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第3号 農業経営改善計画の認定通知について
議案第1号 別段の面積の区域指定について

10 議事録本紙

議長

これから、第 26 回鷹栖町農業委員会定例会を開会します。

会議の成立ですが、現在の出席委員数は 13 名ですので、鷹栖町農業委員会総会規則第 9 条の規定に基づき、過半数を超える出席がありましたので、本会は成立します。

諸般の報告です。

(会長行動等を朗読で報告)

議長

日程第 1、本日の議事録署名委員の指定を行います。

本会議の議事録署名委員は、13 番委員、1 番委員にお願いします。

議長

続きまして、日程第 2 報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」から日程第 4 報告第 3 号「農業経営改善計画の認定通知について」まで報告事項ですので、事務局から一括説明願います。

主事

それでは、議案 2 頁をご覧ください。

報告第 1 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」です。

相続による農地取得の届出がありましたので報告します。

議案 3 頁、4 頁をご覧ください。

番号が 9 番の 1 件です。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、被相続人、相続人の住所及び氏名、権利を取得した日、届出のあった日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

届出の個所図については、別冊、説明資料の 1 項になりますので併せてご確認ください。

続きまして、議案 6 頁をご覧ください。

報告第 2 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」でございます。

農地転用のための権利移動に係る届出を受理し、農地法施行規則第 52 条の規定に基づく、受理通知書を交付しましたので、報告します。

議案は 7 頁、8 頁をご覧ください。

番号が 1 番から 3 番までの 3 件でございます。

土地の所在、地番、登記簿地目、現況地目、面積、土地所有者、転用者について議案に記載のとおりですが、一部訂正がございます。

3 番の転用者ですが、受理後に連絡があり、妻と共有持分にしたいとの申出があったため、届書を差し替えましたので訂正をお願いします。

転用の目的は、住宅の建設です。

転用基準の区分は、市街化区域であるため、転用許可を必要としない案件になります。

また、転用の理由についても、住宅の建設であることから、基準を満たすものと判断します。

位置図については、説明資料の 2 頁から 4 頁に載せてありますので、ご

確認願います。

以上について、届出を受理し、受理通知書を交付したことを報告します。

続きまして、議案 9 頁をご覧ください。

報告第 3 号「農業経営改善計画の認定通知について」でございます。

農業経営基盤強化促進法第 12 条第 4 項の規定による通知がありましたので、報告します。

議案は 10 頁から 12 頁になりますのでご覧ください。

認定農業者名、認定番号、認定日、認定有効期限につきましては通知に記載のとおりでございます。

報告について以上です。

報告事項ですが、質問等があればお答えします。

無しの声

無ければ、次の日程に入ります。

続きまして、日程第 5 議案第 1 号「別段の面積の区域指定について」を議題に供します。事務局より議案の説明をお願いします。

それでは、議案 13 頁をご覧ください。

議案第 1 号「別段の面積の区域指定について」でございます。

農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積の区域指定について審議願います。

議案 14 頁をご覧ください。

2 番の 1 件、2 筆の申請でございます。

農地の所在、地番、地目、面積、所有者については、議案の記載のとおりでございます。

説明資料の 5 頁から 6 頁に現地写真、7 頁に航空写真、8 頁に調査書を載せてありますので、ご確認ください。

この案件について、令和 4 年 7 月 21 日付で申請があり、集積又は集約に適さない小規模な農地として受理しています。

別段の面積の指定については、説明資料の 8 頁の判断要件調査書により判断要件を調査し、今回申請のあった面積が 2 筆で 635 m²、家庭菜園の範囲と判断しています。

現在、対象農地に隣接する宅地の所有者が管理しており、取得を希望していると聞いておりますので、今後、適切な管理が見込まれると考えます。

以上から、別段の面積の区域指定は、認められると判断いたします。

説明は以上です。

それでは、議案第 1 号「別段の面積の区域指定について」説明が終わりましたので審議いたします。

質疑ございませんか。

無しの声

それでは、質疑を終了し採決に入ります。

議案第 1 号「別段の面積の区域指定についてについてについて」認める方は挙手

- をお願いします。
- 委員 全員挙手
- 議長 はい、それでは議案第1号「別段の面積の区域指定について」は、認める
と決定しました。
- 議長 日程については以上になります。
- 議長 その他に入ります。
- 局長 はい、議案15頁その他の、次回の定例会についてです。
- 局長 次回、第27回の日程ですが9月30日（金）の17時からの開催で考えて
いますがよろしいでしょうか。
- 議長 よろしいですか。
- 委員 はい。
- 議長 それでは、9月30日（金）の17時からでお願いします。
- 局長 主な関係機関の日程については、記載のとおりでございますのでご確認
ください。
- 局長 案件は以上です。
- 議長 それでは、以上をもって第26回鷹栖町農業委員会定例会を閉会します。